四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類

ロ　避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1)　施設の新設等をする予定地（以下この条及び次条第三項において「事業予定地」という。）

(2)　施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

五　前四号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2・3　［略］

4　認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいい、同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る前項の実施期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5　［略］

ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類

ロ　避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。）の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1)　施設の新設等をする予定地（次項及び第四項において「事業予定地」という。）

(2)　施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

五　前四号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2・3　［同上］

［項を加える。］

4　［同上］

6　認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の相続人又は当該事業の全部を承継した法人（避難指示であって法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事務所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とする。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第五条　［略］

2　認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業を実施した後であっても、前項の申請において前条第三項に規定する実施期間に変更があった場合には、同項に規定する実施期間を、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

3　認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って積立金を積み立てた後であっても、第一項の申請において前条第一項第四号ロ⑵に規定する積立金の積立期間に変更があった場合には、同号ロ⑵に規定する積立金の積立期間を、当該積立期間の初日から起算して三年を超えない範囲内で変更することができる。ただし、その末日は事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して五年を経過する日以前とするものとする。

（帰還環境整備事業計画の作成等の提案）

第八条の二　法第三十三条の二第一項の規定により帰還環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還環境整備推進

［項を加える。］

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第五条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］